

インクルーシブな放課後等デイサービスの在り方に関する研究 ～東京都区内の放課後等デイサービスによる検討～

A Study on the State of Inclusive After School Programs: Evaluating After School Programs in the Tokyo Metropolitan Area

中西 郁¹⁾

NAKANISHI Kaoru

大井 靖²⁾

日高 浩一³⁾

岩井 雄一⁴⁾

OHI Yasushi

HIDAKA Koichi

IWAI Yuichi

丹羽 登⁵⁾

濱田 豊彦⁶⁾

半澤 嘉博⁷⁾

NIWA Noboru

HAMADA Toyohiko

HANZAWA Yoshihiro

渡邊 流理也⁸⁾

渡邊 健治⁹⁾

WATANABE Ruriya

WATANABE Kenji

要 旨

放課後等デイサービスは、2012（平成24）年の制度創設以来、事業所数は全国的に急増してきた。その放課後等デイサービスでは、利用する障害のある子どもの保護者支援をはじめ、子どもの発達支援において一定の成果をあげている。2015（平成27）年4月に公表された「放課後等デイサービスガイドライン」（以下、ガイドライン）では、共生社会の実現に向けた後方支援の取組みを事業所に求めている。放課後等デイサービスを利用する子ども達は、特別支援学校や特別支援学級に在籍し、いわゆる特別な教育の場で学ぶ子ども達である。そのような子ども達が、放課後等の活動においても障害のある子ども達とのかかわりが中心となってしまったら、将来の共生社会の形成に大きな障壁となる可能性がある。そのような意味においてもガイドラインが示す共生社会の実現に向けた後方支援の取組みは重要な内容である。そのため本研究では、東京都区内の事業所523か所を対象にガイドラインに示す共生社会の実現に向けた後方支援の取組みの実態等を、アンケート調査を実施して明らかにすることを目的とし

¹⁾十文字学園女子大学 教育人文学部 児童教育学科
Department of Elementary Education, Faculty of Education and Humanities, Jumonji University

²⁾竹早教員保育士養成所
Takehaya College for Preschool Teachers

³⁾東京都立足立特別支援学校
Tokyo Metropolitan Adachi Special Needs Education School

⁴⁾全国特別支援教育推進連盟
Promotion of Federation of Special Needs Education

⁵⁾関西学院大学教育学部教育学科
Kwansei Gakuin University

⁶⁾東京学芸大学特別支援科学講座支援方法学分野
Tokyo Gakugei University

⁷⁾東京家政大学家政学部児童教育学科
Tokyo Kasei University

⁸⁾新潟大学教育学部教育科学講座
Niigata University

⁹⁾東京学芸大学
Tokyo Gakugei University

た。回答率は、12.4%という低い回答率であったが、調査の結果から子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための取り組みを実施している事業所は少なく、取り組みに消極的である事業所も一定の割合であることが明らかになった。さらに、放課後等デイサービス事業所は、運営主体が営利法人（企業）が多いことや、「平成30年度障害者福祉サービス等の報酬改定」で多くの事業所が減収となっていることも想定される。そのような放課後等デイサービスの現状があるからこそ、特別支援教育関係者をはじめ、地域福祉等の関係者等は、放課後等デイサービス事業所にガイドラインに示されるインクルーシブな視点からの事業を段階的に充実するよう支援していく必要性があることを提言している。

I はじめに

1. 問題の所在

国際的なインクルーシブ教育の動向を受け、2012（平成24）年中央教育審議会において初等中等教育分科会報告として「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示された。インクルーシブ教育への期待感が高かったため、その報告に触発され全国的に就学前教育や学校教育段階でインクルーシブ教育が志向されている。

厚生労働省の政策においてもインクルージョンへの言及もなされ、共生社会の実現のためにインクルージョンを進めることができることが記載されている（厚生労働省, 2015, 放課後等デイサービスガイドライン）。しかし、日本におけるインクルージョンは緒についたばかりで、障害児者の福祉の各分野で丹念に進められる必要がある。とりわけ地域福祉に大きく係る放課後等デイサービスは、インクルージョンの推進の在り方に大きく係っていると考えられる。

近年、この放課後等デイサービス事業所が急増し、支援の質の低下への懸念が噴出している。厚生労働省が示す放課後等デイサービスガイドラインにおいて「放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちができるだけ保障する視点が求められる」とされている。そのような視点から放課後デイサービスを考えると、放課後等デイサービスが発足により障害のある児童等の放課後の生活の場の確保や保護者の育児の負担軽減など一定の成果は認められるが、障害のある児童等においては、放課後においても障害のある児童だけの場となってしまっている懸念がある。従って、本研究では、学齢期のインクルーシブな障害児支援について放課後等デイサービスを対象に研究することとした。

2. 放課後等デイサービスガイドラインが示す支援内容

児童福祉法によると、「放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。」とされている。

障害児支援の内容については、各事業所における理念や目標に基づく独自性や創意工夫も尊重されるが、その一方で、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要であるため、障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたガイドラインが求められていた。特に、2012（平成24）年度に創設した放課後等デイサービスについては、行われている支援の内容が多種多様で、サービスの質の観点からも大きな開きがある状況があり、支援内容の在り方の整理も踏まえつつ、早期のガイ

ドラインの策定が望まれていた。

厚生労働省は、そのような背景もあり2015（平成27）年4月に「放課後等デイサービスガイドライン（以下、「ガイドライン」と記す。）」を策定し公表している。そのガイドラインでは、放課後等デイサービスの基本的役割として①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援の3つをあげている。このガイドラインで注目すべきことは、「共生社会の実現に向けた後方支援」の内容で、障害のある子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点による事業展開を求めている。

II 先行研究

放課後等デイサービス事業についての研究は、丸山（2014）が制度変更による放課後等デイサービスの変容を検討したが、利用する子どもの範囲に大きな変容はないことを明らかにしている。また、村山（2015）、丸山（2018）は放課後等デイサービス事業所と学校との連携について調査研究を行っている。いずれの研究でも両者において互いに連携の必要性の認識を示しており、学校側に放課後等デイサービスへの理解が不十分であることが述べられている。さらにHanzawa（2020）は、東京都内の学校と放課後等デイサービスとの連携について調査し、学校の教職員への放課後等デイサービスについての理解啓発、個別の教育支援計画を活用した支援会議の開催等による情報共有の必要性について述べている。ただし、これらの研究においてはインクルージョンへの言及はなされていない。

江上・田村（2017）は、近年、障害児者の利用が増加傾向にある放課後等デイサービスを取り上げ、サービスが障害のある子どもやその家族にどのような役割を果たしているのかを明らかにするためにアンケート調査を実施している。その調査では「お子さん自身の成長とその利点について」として、放課後等デイサービスが「子どもの社会経験を広げる」役割や、「多くの人の関わりが持てる機会」になっていること、「サービスを通して障害のあるお子さんについて理解し、支えてくれる人が増えた」と考える家族も多いことを明らかにしている。アンケート結果を通して、サービスの利用は子ども自身の育ちのためだけでなく、家族全体の日常生活のゆとりへつながっていることも明らかにしている。また放課後等デイサービスには障害のある子どもの社会体験や人間関係を広げる体験、社会全体が障害のある子どもへの理解を広げる役割が期待されていることも示唆されている。

放課後等デイサービスのインクルーシブな研究は、この江上・田村の論文以外はほとんどなく、この視点からの研究が求められると言える。

III 研究仮説・研究の目的

1. 研究仮説

放課後等デイサービスは、学齢期のインクルーシブな障害児支援について果たすべき役割は大きいが、多くの課題を抱えている状況にあり、インクルーシブな取り組みが実施されていないのではないかという研究仮説を設定した。

2. 研究の目的

放課後等デイサービスにおける他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点か

ら、子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるうえでのサービスの実施状況を、東京都区内の事業所を対象にアンケート調査を実施して明らかにする。

IV 研究方法

1. 調査方法

放課後等デイサービスの利用状況や事業内容、学校・地域との連携、インクルーシブを進めていく取り組み状況等を把握するため、2019（令和元）年11月8日から12月16日までの間で郵送によるアンケート調査を行った。

2. 調査対象

調査対象とした放課後等デイサービス事業所は、東京都福祉保健局の東京都障害者サービス情報から児童福祉法に基づくサービス事業所一覧（放課後等デイサービス）（令和元年8月1日現在）の東京都区内にあるすべての放課後等デイサービス事業所523か所（同一の法人等の運営主体の場合は1事業所を対象）とした。

3. 調査項目

インクルーシブな放課後等デイサービスの在り方について以下のような調査項目を設定した。調査項目はガイドラインの内容に基づき、大学、社会福祉法人、特別支援学校の関係者との研究協議により設定した。

- (1) 運営主体について
 - (1) - 1. 事業所の運営主体について
 - (1) - 2. 事業所の運営の中で特に重視していること
- (2) 利用者について
 - (2) - 1. 定員人数
 - (2) - 2. 登録人数
 - (2) - 3. 曜日ごとの人数（年平均）
 - (2) - 4. 利用者の在籍状況
 - (2) - 5. 利用者の主な障害
 - (2) - 6. 利用者の放課後等デイサービス指標（障害児の状況）に関する人数
- (3) 職員について
 - (3) - 1. 指導員の人数
 - (3) - 2. 内有資格者
 - (3) - 3. 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員、看護師の人数
- (4) 運営について
 - (4) - 1. 事業所の施設の広さ
 - (4) - 2. ホール等の有無
 - (4) - 3. 保護者支援の実施の有無

(5) 並行利用について

他事業所（放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館等）と並行利用状況

(6) 地域行事への参加、地域資源の活用について

(6) - 1. 他機関への支援の実施

(6) - 2. 地域との交流の実施

(6) - 3. 他機関の子どもたちとの交流の実施

(6) - 4. 活動の情報発信

(6) - 5. 障害のある子どもが参加できる地域の活動等の保護者への紹介

(7) 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための事業所の取り組みの必要性について

(8) 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題について

4. 分析方法

質問紙で得られた回答については単純集計を行った。(1) - 1、- 2、(2) - 4～- 6、(3) - 2、- 3、(4) - 2、- 3、(5)、(6) - 1～- 5、(7)、(8)については、事業所全体の傾向を把握するために各項目の割合を算出し、(2) - 1～- 3、(3) - 1、(4) - 1については、事業所ごとに状況が異なるため平均値を求めた。

5. 調査への倫理的な配慮

本研究におけるアンケート調査は、個人情報を伴う内容の調査項目は含まれていない。また、アンケート調査では、研究の目的、研究成果の公表方法等を記載した文書をもって調査協力への同意を得られたものとした。

V 調査結果

東京都区内の放課後等デイサービス事業所65か所から回答があり、調査回答率は12.4%という回答率であった。インクルーシブな放課後等デイサービスの在り方についての調査結果は、以下の通りである。

1. 運営主体について（図1、2参照）

1-1. 事業所の運営主体について

事業所の運営主体については、回答を得た事業所は65か所で、営利法人（企業）30か所（46.0%）が一番多く、つづいて特定非営利活動法人19か所（29.0%）、社会福祉法人7か所（11.0%）であった。また、社会福祉協議会1か所（2.0%）、「その他」8か所（12.0%）であり、その内訳は一般社団法人4か所、株式会社3か所、地方公共団体1か所であった。

1-2. 事業所の運営の中で特に重視していること

運営で重視していることについては、その他を含む6つの選択肢から3つを選択する形で回答を求めた。回答を得た事業所は65か所で、事業所の運営の中で特に重視していることでは、「保護者や家族へ

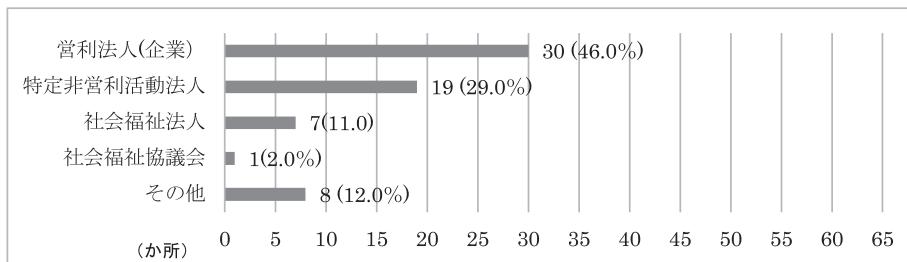


図1 事業所の運営主体について (n:65)

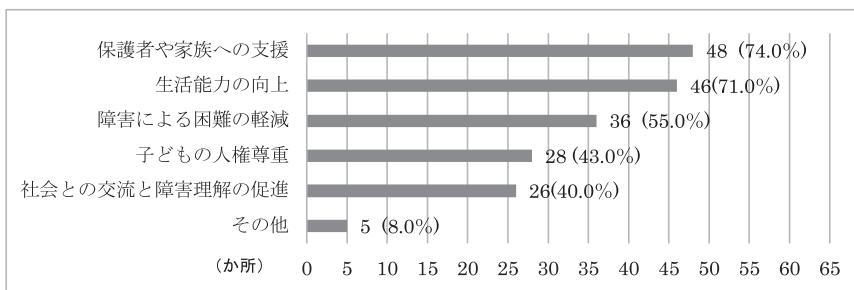


図2 事業所の運営の中で特に重視していること (複数回答) (n:65)

の支援」48か所 (74.0%)、「生活能力の向上」46か所 (71.0%) と多くの事業所であげられている。「社会との交流と障害理解の促進」に重点を置いている事業所は26か所 (40.0%) で、「その他」を除く5項目の中で一番低かった。回答があった営利法人30か所のうち、「社会との交流と障害理解の促進」に重点を置いている事業所は10か所であった。「その他」の回答として、「重心デイなので、健康状態の把握、変化に気を付けている。」、「就労準備プログラム」等があげられている。

2. 利用者数について (表1、図3、4、5、6、7参照)

2-1. 定員人数

定員人数は、回答を得た事業所65か所で10人としている事業所が49か所 (75.3%) で一番多く、最小の定員数は5人で、最大定員数は20人の事業所があった。

2-2. 登録人数

登録人数では、回答を得た事業所65か所で平均人数が30.9人であった。最少人数が8人で、最大人数が80人であった。

2-3. 曜日ごとの利用者の平均人数

曜日ごとの利用者数では、回答を得た事業所65か所で、平均人数になると学校がある平日の利用数が多くなっている。日曜日を休業としている事業所も多く、それに伴って利用者平均が少なくなっている。

2-4. 利用者の在籍状況について

登録者数については、回答を得た事業所64か所で総登録者数が1,814人であり、その内訳は、特別支

表1 曜日ごとの利用者数

月	火	水	木	金	土	日
8.8人	8.7人	9.6人	8.8人	9.2人	7.1人	0.9人

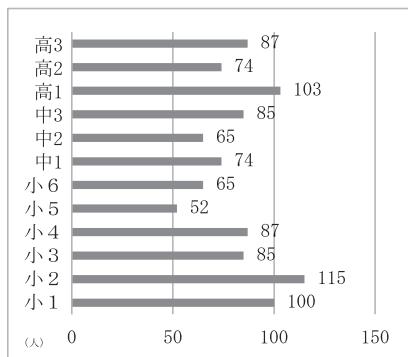


図3 特別支援学校の児童生徒の登録者数 (n:992)

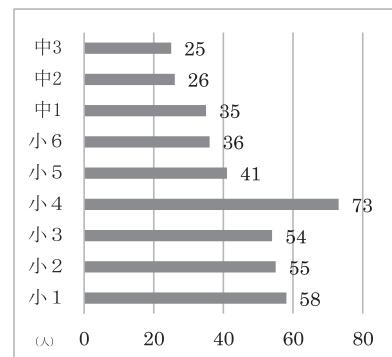


図4 特別支援学級の児童生徒の登録者数 (n:403)

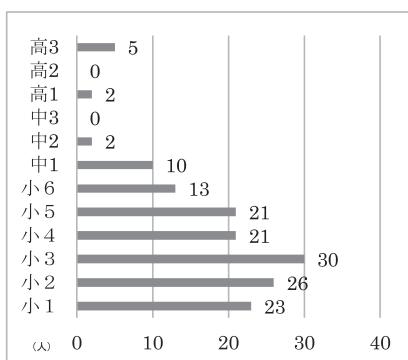


図5 通級の指導を利用している児童生徒の登録者数 (n:153)

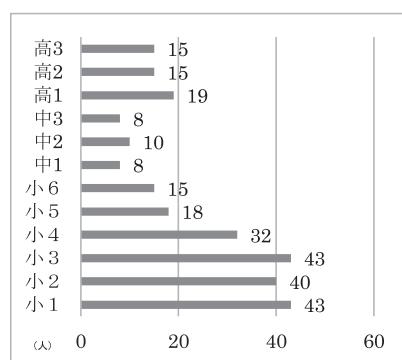


図6 通常の学級の児童生徒の登録者数 (n:266)

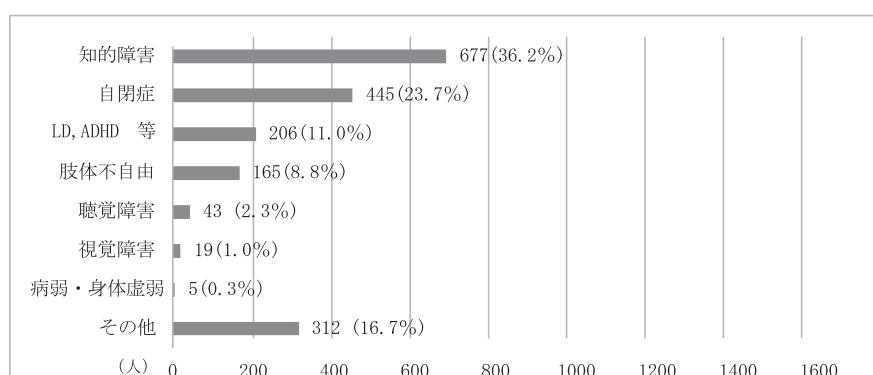


図7 利用者の主な障害 (n:1,661)

援学校在籍児童生徒が992人（54.7%）、特別支援学級在籍児童生徒が403人（22.2%）、通級の指導を利用している児童生徒が153人（8.4%）、通常の学級在籍児童生徒が266人（14.7%）である。

（1）特別支援学校の児童生徒の登録者数

特別支援学校の児童生徒の登録者数は992人であり、小学部では504人で事業所に登録する特別支援学校児童生徒の50.8%と割合を占め、その中で低学年・中学年が多くなっている。中学部の生徒は224人（22.6%）で中学部3年生が一番多くなっている。高等部の生徒は264人（26.6%）で、中学部の生徒より多くの生徒が登録し、特に1年生の登録者数が多くなっている。

（2）特別支援学級の児童生徒の登録数

特別支援学級の児童生徒の登録者数は403人であり、小学生では317人が登録し、事業所に登録する特別支援学級の児童生徒の78.7%を占め、小学生4年生73名と一番多くなっている。中学生の登録者数は86人（21.3%）で、学年があがるとともに登録者数は減少している。

（3）通級による指導を利用している児童生徒の登録者数

通級による指導を利用している児童生徒の登録数は153人であった。通級による指導を利用している児童生徒の登録数も、小学校の児童の登録数134人と事業所に登録する通級の指導を利用している児童生徒の87.6%を占めている。その小学校に比べて、中学生12人（7.8%）、高校生7人（4.6%）と小学校児童の登録数の割合が高い状況にある。小学生の登録数は、小学校3年生が一番多く、その後、学年があがるとともに減少している。

（4）通常の学級（通級による指導を利用していない）の児童生徒の登録者数

通常の学級に在籍している児童生徒の登録数は、回答を得た事業所は65か所266人で、通常の学級の児童生徒も登録している。特に小学校の児童の登録者数は191人と事業所に登録する通常の学級の児童生徒の71.8%を占めている。その中で、特に小学校1年生から3年生までの割合が高く、年齢が上がるにつれて登録数は少なくなっている。中学生の登録者数が26人（9.8%）で、高校生の登録数が49人（18.4%）と、高校生の登録者数は、中学生に比べて多くなっている。

2－5．利用者の主な障害

利用者の主な障害は、回答を得た事業所は63か所1,872人のうち、「知的障害」が677人（36.2%）で圧倒的に多い。その次に「自閉症」445人（23.7%）「LD, ADHD, アスペルガー症候群」等206人（11.0%）の発達障害が多くを占めている。また、「その他」312人（16.7%）の回答も多くあったが、「その他」に含まれる障害の詳細は不明である。

2－6．利用者の放課後等デイサービス指標（障害児の状況）に関する人数

放課後等デイサービス指標に関する人数では、回答を得た事業所60か所の利用者1,661人のうち、非該当の人数が1,083人と65.2%で、障害が軽度の児童生徒が多いと推測される。

3．職員について（図8参照）

3－1．指導員の人数

回答を得た事業所65か所の指導員総数は438.6人で、平均人数は6.74人となる。指導員数が小数点で表示されているのは、事業所からの回答が小数点の数値で回答してきたことによる。月または週に数日の勤務による指導員を小数点で表示したものと推測される。

3－2．内有資格者

職員のうち有資格者は、回答を得た事業所65か所で305.6人（69.6%）であり、職員全体の約7割の職

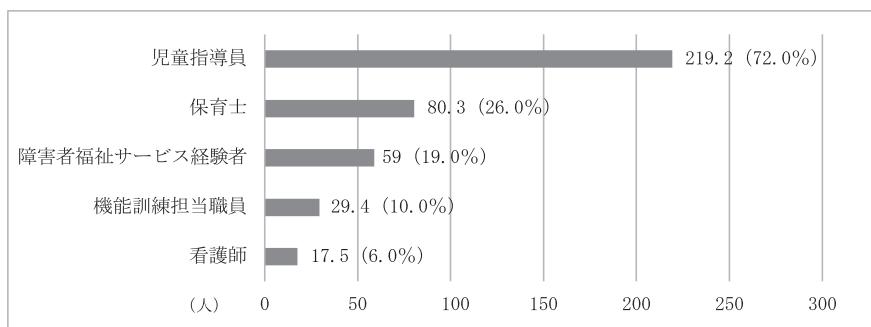


図8 有資格者の内訳（複数回答）(n:305.6)

員が有資格者である。

3-3. 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員、看護師の有資格者の人数
職員の有資格者の職種とその職種の有資格者全体での割合は、児童指導員219.2人（72.0%）と一番多く、続いて保育士80.3人（26.0%）、障害福祉サービス経験者59人（19.0%）という状況にある。機能訓練担当職員は29.4人（10.0%）や看護師は17.5人（6.0%）と配置している事業所は少ない。

4. 運営について

4-1. 施設建物面積

施設建物面積は、回答を得た事業所が58か所で、平均156.4m²であった。最大は2823.3m²、最小は40m²と差が大きい状況にある。

4-2. ホール等の有無

子どもが全身を動かすことが出来る施設の有無では、回答を得た事業所は63か所のうち、43事業所（68.0%）が全身を動かす施設があり、ない施設は20事業所（32.0%）の状況であった。

4-3. 保護者支援の実施の有無

保護者支援については、回答を得た事業所は65か所のうち、保護者支援を行っている事業所は63か所（97.0%）とほとんどの事業所で実施している。

5. 並行利用について

放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館等と並行利用している児童生徒が在籍する事業所は、回答を得た事業所64か所のうち、45か所（70.3%）で約7割であった。並行利用している児童生徒が在籍していると回答した事業所における並行利用する児童生徒数の平均人数は6.1人であった。しかし、19か所（29.7%）の事業所では、他事業所との並行利用ではなく、在籍する放課後等デイサービスのみの利用となっている。

6. 地域行事への参加、地域資源の活用について（図9、10、11、12参照）

6-1. 他機関への支援の実施

他機関への支援の実施では、回答を得た事業所62か所のうち47か所（75.8%）で実施している。支援の内容では複数回答とし、「地域内の子ども支援の連絡会議等に参加している」と回答した事業所は、

回答を得た事業所62か所の30か所（48.3%）であった。「ケースカンファレンスの実施している」と回答している事業所が6か所（9.6%）になっている。「その他」では、学校・保育所等との情報共有・会議の参加、相談支援事業所との連携、放課後等デイサービス連絡会の参加などがあった。実施していない理由としては、「連携を行う機会がない」、「他機関を利用している利用者がいない」などの理由があげられていた。

6-2. 地域との交流の実施

地域との交流の実施では、回答を得た事業所は65か所で複数回答とし、「実習生やボランティアを受け入れている」と回答した事業所が44か所（67.6%）で半数以上を占めている。次に、「地域の行事に参加している」36か所（55.3%）、「施設公開を実施している」24か所（36.9%）、「事業所の行事に地域住民を招待している」16か所（24.6%）となっている。「その他」の回答として、「コンサートの開催」、「近隣の高齢者施設、小学校との交流」、「図書館との交流」、「美術展への出展」、「地域の企業への社会見学」などがあった。地域との交流を行っていない理由としては、「時間的・人員的に余裕がない」、「まだそのような機能を持てていない」、「保護者が望んでいない」などの理由があげられていた。

6-3. 他機関の子どもたちとの交流の実施

他機関の子どもたちとの交流の実施では、回答を得た事業所は65か所で、「他機関の子ども達と交流を行っていない」と回答した事業所は27か所（41.5%）と一番多い。交流をしている事業所では、「児童館に来た子どもとの交流」13か所（20.0%）、「放課後児童クラブとの交流をしている」9か所（13.8%）、「他団体の子どもの活動に参加している」2か所（3.0%）となっている。その他の回答として、「公園に来た子どもたちと交流している」、「他の放課後等デイサービス事業所と交流している」、「兄弟姉妹との交流」などがあった。他機関の子どもたちと交流を行っていない理由としては、「障害が重度の子ど

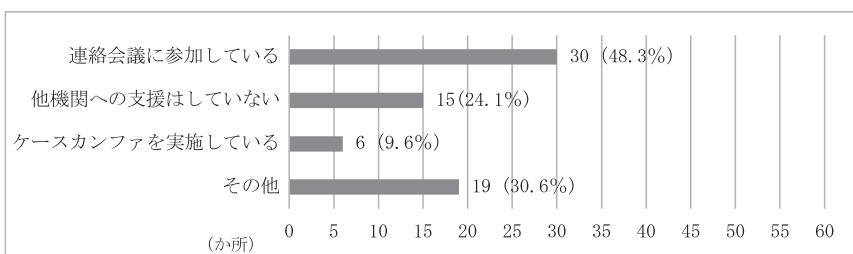


図9 他機関への支援の実施について（複数回答）(n:62)

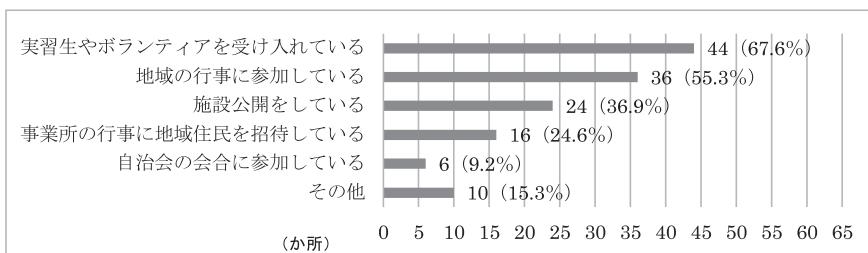


図10 地域との交流の実施について（複数回答）(n:65)

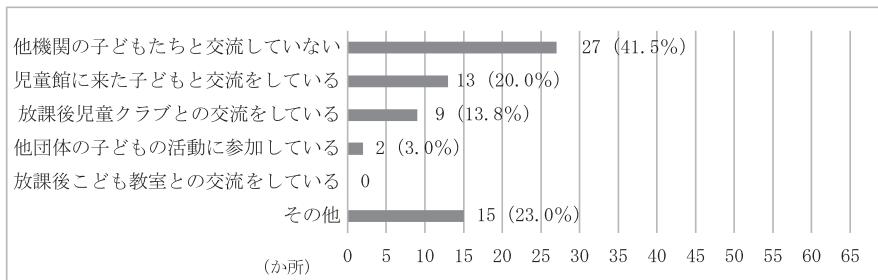


図11 他機関の子どもたちとの交流の実施について（複数回答）(n:65)

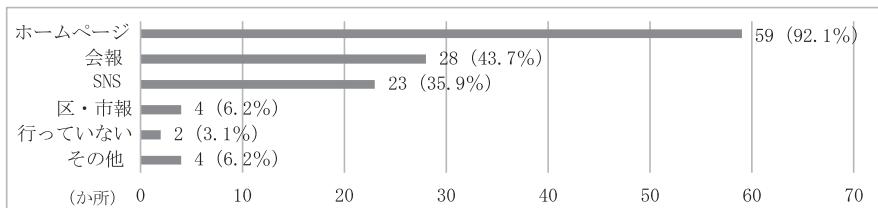


図12 活動の情報発信方法について（複数回答）(n:64)

もを連れていくところが少ない」、「機会や時間がない」、「利用者と他機関の子どもの発達段階に大きな差がある」、「日程や児童数の関係で難しい」などの理由があげられていた。

6-4. 活動の情報発信について

活動の情報発信では、回答を得た事業所64か所で複数の回答のうち、ほとんどの事業所が実施しており、59か所の事業所がホームページを利用して情報発信を行っている。

6-5. 障害のある子どもが参加できる地域の活動等の保護者への紹介

障害のある子どもが参加できる地域の活動等を保護者に紹介している事業所は、回答を得た事業所64か所のうち50か所（78.0%）であった。紹介していない事業所は14か所（22.0%）あった。

7. 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための事業所の取り組みの必要性についての考え方について（図13参照）

子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるために事業所としてどのような取り組みが必要だと思うかの自由記述では、回答を得た事業所は54か所の記述内容を図13にある10項目に分類・整理した。その結果、「地域への参加・交流（外出も含む）」が一番多く21か所（38.8%）であった。その次に「地域への情報発信・収集」19か所（35.1%）、「地域での活動の企画」13か所（24.0%）、「他機関との連携」12か所（22.2%）、「利用者の能力形成」6か所（11.1%）と続いている。

8. 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題について（図14参照）

子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題では、回答を得た事業所53か所からの自由記述の内容を図14にある9項目に分類・整理した。その結果、子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題では、「事業所運営の問題」が17か所（32.0%）

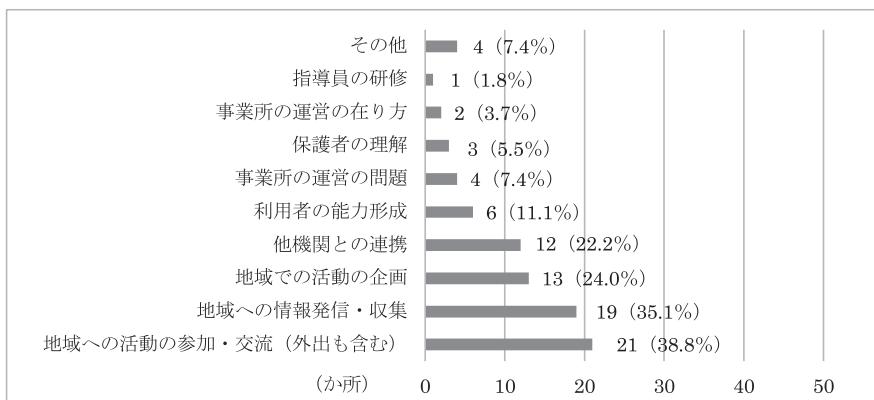


図13 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるために事業所としてどのような取り組みが必要かについて（n:54）

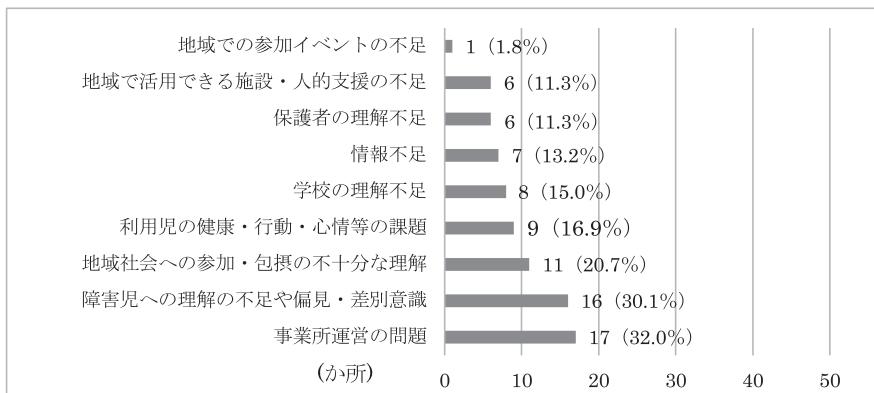


図14 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題について（n:53）

で一番多く、その次に「障害者への理解の不足や偏見・差別意識」16か所（30.1%）、「地域社会への参加・包摂への不十分な理解」11か所（20.7%）、「利用児の健康・行動・心情等の課題」9か所（16.9%）であった。「事業所運営の問題」としては、「限られたサービス提供時間の中で宿題・間食等の支援を行うため、取り組みを行う時間が不足している」、「スタッフ不足」、「子どもを外に出したいが、障害の重い子は外に連れ出すのも大変」などの事業所の課題等があげられていた。

VI 考察

1. 運営主体について

事業所の運営主体については、回答を得た事業所は65か所のうち営利法人（企業）30か所（46.0%）が一番多く、約半数の事業所が営利法人により運営されている。この結果にあるように放課後等デイサービスは、営利法人が中心となっている状況にあるからこそ、ガイドラインに示された事業運営と

なっているかを継続的に検証していく必要がある。また、運営の中で特に重視していることでは、多くの事業所が「障害のある保護者や家族への支援」48か所（74.0%）、「生活能力の向上」46か所（71.0%）を重視しており、「社会との交流と障害理解の促進」に重点を置いている事業所は26か所（40.0%）と低い割合にある。特に営利法人（企業）においては、「社会との交流と障害理解の促進」に重点を置いている事業所は10か所と低い割合であった。営利法人（企業）が運営する多くの放課後等デイサービス事業所においては、利用する児童生徒の保護者や利用児童生徒への直接的なサービスの提供が重視され、ガイドラインが示す「共生社会の実現に向けた後方支援」となる社会との交流と障害理解促進に係わる事業展開に至っていない現状があると考えられる。ガイドラインには具体的な目標数値が示されていないものの、今後、放課後等デイサービスは、利用する児童生徒の保護者や利用児童生徒へのサービスの充実を図りながら、放課後児童クラブや一般的な子育て支援機関との連携等を段階的に進めていくことが重要であると考える。

2. 利用者数について

回答を得た64か所の総登録者数は1,814人で、その半数以上が特別支援学校在籍児童生徒992人（54.7%）であり、特別支援学級の児童生徒403人（22.2%）と併せると約8割の児童生徒となる。この特別支援学校や特別支援学級の児童生徒は、障害に対応した専門的な指導の場で学ぶ子ども達であることを踏まえると、放課後においても放課後等デイサービスでの障害のある子ども達との活動になっていることが懸念される。また、通級の指導を利用している児童生徒は153人（8.4%）であり、通常の学級の児童生徒の266人（14.7%）と併せると通常の学級に在籍する児童生徒は2割を超える子どもたちが登録している。これらの子ども達は、障害のない子ども達が利用する放課後施設等の利用が考えられる子ども達である。通常の学級に在籍する障害の軽い子ども達も含めて障害のある子ども達が放課後等を過ごす場が放課後等デイサービス事業所に集中しているのであれば、共生社会の実現の観点からも大きな課題と言える。また、中学生の登録者が減っている一方、高校生の登録者が多いのは、就労のための準備等の支援を行っている事業所を利用する生徒がいることによると考えられる。

3. 職員について

職員人数は、平均6.74人で、児童生徒の月曜日から土曜日の週の平均利用者数が7.1人から9.6人であることから、利用者数と照らし合わせると妥当な職員数でないかと考えられる。有資格職員は7割（69.6%）と多いとは言えず、その資格の内訳は児童指導員（72.0%）が多い。今後、事業運営に適当な資格について引き続き検討していく必要がある。

4. 運営について

施設建物面積は平均156.4m²で、最大は2,823.3m²、最小は40m²と差が大きい状況にあり、子どもが全身を動かすことが出来る施設では、43事業所（68.0%）があると回答している。営利法人の運営する事業所が多いことから、運営の状況は様々である。しかし、保護者支援については、ほとんどの事業所63か所（97.0%）が実施されており、保護者にとって子育てのよりどころとしていることが推測され、江上・田村（2017）の研究結果を支持する結果であった。

5. 並行利用について

放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館等と並行利用している児童生徒が在籍する事業所は、45か所（70.3%）で約7割を超える事業所の児童生徒が他機関の施設等を並行利用し、19か所（29.7%）の事業所の児童生徒においては他事業所を並行利用していない。並行利用している児童生徒が在籍している事業所における並行利用する児童生徒数の平均人数は6.1人であった。回答を得た事業所の登録人数の平均が30.9人であることを踏まえると、他機関の施設等を並行利用している児童生徒が多いとは言えない。放課後等デイサービス事業所の児童生徒が地域の子ども達と共に活動できる施設等を利用していくことは共生社会の構築の基盤となる取り組みであり、推進すべき取り組みである。今後、これらの他機関の並行利用の実態をさらに調査するとともに推進方策を検討していく必要がある。

6. 地域行事への参加、地域資源の活用について

他機関への支援の実施では、回答を得た事業所の中の47事業所（75.8%）が他機関への支援を実施しているものの、「地域内の子ども支援の連絡会議等に参加している」という事業所が30か所（48.3%）で、会議等に参加をしているが、他機関への支援となる内容となっているか検討が必要である。地域との交流の実施では、回答を得た事業所65か所のうち「実習生やボランティアを受け入れている」44か所（67.6%）の項目を除いて、「地域の行事に参加している」が36か所（55.3%）と5割を超える事業所が実施されているものの、「施設公開を実施している」24か所（36.9%）、「事業所の行事に地域住民を招待している」16か所（24.6%）では低い数値となっている。そして、他機関の子どもたちとの交流の実施については、回答を得た事業所65か所のうち「他機関の子どもたちとの交流を行っていない」と回答した事業所が27か所（41.5%）と多く、理由として機会や時間がないという回答が多くかった。また、地域の活動等の保護者への紹介については、回答を得た事業所64か所のうち紹介していない事業所も14か所（22.0%）あり、利用児童生徒が地域社会に参加することへの事業所の意識の低さが表れていると言える。活動の情報発信では、ほとんどの事業所59か所（92.1%）が行っているが、事業所の運営主体は圧倒的に営利法人が多いため、事業所の宣伝・PR等が多いと推測される。

7. 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための事業所の取り組みの必要性についての考え方について

子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための事業所の取り組みの必要性については、回答を得た事業所54か所のうち「地域への活動の参加・交流（外出も含む）」21か所（38.8%）が一番多く、つづいて「地域への情報発信・収集」19か所（35.1%）が多く回答されていた。いずれの項目も回答を得た事業所の4割に至らず、取り組みの必要性を考える事業所が少ない状況にある。子どもの地域社会に参加・包摂（インクルージョン）を進めるためには、障害のない子どもとの交流を進める活動の企画などの取り組みを行っていくことが必要だと考えられるが、「地域での活動の企画」の項目では13か所（24.0%）、「他機関との連携」では12か所（22.2%）であり、交流を進める活動の企画や連携のような積極的な取り組みをあげる事業所は少なかった。また、「利用者の能力形成」6か所（11.1%）があげられていることについては、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるために利用する子どもへの能力形成を求めていることであり、その考え方方が適切であるか課題にして検討していく必要がある。今後、放課後等デイサービス事業所は、放課後等デイサービス計画に一人一人の状態に即したインクルーシブな視点からの支援策を作成し、実施できるようにしていくことが重要に

なっていくと考える。

8. 子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題について

子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための課題では、回答を得た事業所47か所で、「事業所運営の問題」17か所（32.0%）、「障害者への理解の不足や偏見・差別意識」16か所（30.1%）が多く、その次に「地域社会への参加・包摂の不十分な理解」11か所（20.7%）であった。これらの課題は、いずれも交流等の取り組みの中から見いだされた課題というものではなかった。このような回答から、放課後等デイサービス事業所の現状のサービスは、地域社会との交流までに至っていない現状があると考えられる。

VII まとめ

本研究では、放課後等デイサービスが通常の学級に在籍する子どもも含めて障害のある児童生徒の放課後を過ごす場の提供とともに、保護者支援において大きな役割を果たしていることがあらためて明確になった。しかし、ガイドラインが示すインクルーシブな取り組みでは、放課後子ども教室、児童館等を並行利用している児童生徒の割合は低く、子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるための事業所の取り組みの必要性や課題についても消極的な姿勢をあげる事業所が多かった。これらの結果から、放課後等デイサービスの現状では、子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進める視点からのサービスの実施が不十分な状況にあると考えられる。調査回答率が12.4%という低さも、現在の放課後等デイサービス事業所にとって本研究の目的であるインクルーシブな取り組みが十分とは言えず、回答が難しい状況にあることが要因にあったと考えられる。

放課後等デイサービスは、報酬改定により厳しい経営となっている事業所もあり、大きな変革期を迎えている。現状においても地域社会への参加・包摂を進める取り組みが不十分な事業所は、この変革の中でさらにインクルーシブな取り組みを実施する余裕がなくなっていくのではないかと懸念される。そのような状況の中で放課後等デイサービスを利用する障害のある子どもの放課後の地域生活は、放課後等デイサービスを利用する障害のある子どもも同士の限られた場や生活になってしまう可能性があり、目指すべきインクルーシブな地域生活から遠のいてしまう恐れがある。今後、特別支援教育関係者をはじめ、地域福祉等の関係者等は、学齢期のインクルーシブな障害児支援となる取り組みを目指し、放課後等デイサービス事業所がガイドラインに示されるインクルーシブな視点からの事業を段階的に充実できるよう支援していく必要がある。

参考文献

- 江上瑞穂、田村光子（2017）放課後等デイサービス利用者のニーズについての検討—アンケート調査の結果と考察から—、植草学園短期大学研究紀要第18号、37－45。
- 厚生労働省社会・援護局（2015）放課後等デイサービスガイドライン。
- Hanzawa Yoshihiro (2020) Enhancing support for students with special needs through improved collaborations between schools and after-school day service centers : A study in metropolitan Tokyo, 東京家政大学研究紀要, 60 (1), 29-37
- 丸山啓史（2014）障害児の放課後活動の現況と変容—放課後等デイサービス事業所を対象とする質問紙調査

から、SNEジャーナル20巻、165－177、日本特別ニーズ教育学会。

丸山啓史（2018）【障害者施策をめぐる課題】障害者福祉と学校教育の連携 放課後等デイサービスに焦点を

当てて、社会保障研究2巻4号、国立社会保障・人口問題研究所、512－524。

村山洋平（2015）「放課後等デイサービス事業所と学校との連携の実態に関する調査研究」、上越教育大学特別

支援教育コース平成27年度修士論文。